

吉川小学校跡地の公共施設等運営事業  
民間事業者選定結果

令和3年2月9日

福岡県宮若市（産業観光課）

## 1. 事業概要

### (1) 事業名

吉川小学校跡地の公共施設等運営事業（以下「本事業」という。）

### (2) 公共施設等の管理者

宮若市長 有 吉 哲 信

### (3) 事業場所

宮若市脇田 3 9 3 番地 2

### (4) 事業内容

P F I 手法による A I 研究開発施設の運營業務、施設維持管理及び保守業務

### (5) 事業期間

公共施設等運営権実施契約の締結の日から令和 3 3 年 3 月 3 1 日

## 2. 経緯

旧吉川小学校は、市内学校再編により廃校となって以降、「宮若市学校施設等跡地利活用方針」に基づき、跡地利活用の検討を進め、文部科学省所管事業で全国の廃校情報をホームページで紹介する「みんなの廃校プロジェクト」に情報掲載するなど、広く跡地利活用事業者を募る取組を進めてきた。

その結果、昨年 2 月に「株式会社トライアルホールディングス」より旧吉川小学校の跡地利活用を行いたい旨、正式に申し出がなされ、協議を重ねた結果、他学校跡地を含めた複数の市有地の整備等を宮若市と共同で実施することで合意に達し、昨年 9 月に「リモートワークタウンムスブ宮若」プロジェクトとして同社と連携協定を締結したところである。また、同社から P F I 法第 6 条に基づく実施方針策定の提案がなされ、その提案内容について、評価を行ったところ、提案内容が十分合理的かつ、本市の地域活性化に大きく寄与するものと判断したことから、令和 2 年 1 2 月、吉川小学校跡地施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を制定した。

## 3. 事業者選定方法

本事業の運営権を設定する民間事業者の選定に当たっては、本市と連携

協定の締結を行った「株式会社トライアルホールディングス」のグループ企業である「株式会社 Retail AI」に対して、本事業の事業計画及び収支計画等の提出を求め、評価を行い、随意契約による締結を行なう。

#### 4. 審査項目毎の検証

評価結果を以下のように報告する。

##### (1) 当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性

###### ①宮若市総合計画と整合した内容となっているか

・第2次宮若市総合計画

⇒第3章産業 産官学連携の支援

・第2期宮若市まち・ひと・しごと創生総合戦略

⇒基本目標 I 産業振興による雇用の創出、学校跡地の利活用、分野横断的に Society5.0 の推進を位置付け

###### ②課題解決やサービス向上（付加機能による効果を含む）に繋がるものであるか

事業実施に当たっては、

民間事業者が市と協働して描いた構想に基づく子どもたちへの AI 教室・モノづくり体験等の実施等、その先導性から国が掲げる地方創生の趣旨に合致するものと考えられるとともに、本市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の方向性とも一致することから、官民連携事業として実施することで、本市の発展はもとより大きな PR 効果が見込まれる

##### (2) 提案の実現可能性

###### ①法制度上実現可能な事業となっているか

特段の法規制等の障壁は認められない

###### ②事業者が確保すべき事業の収益性・安全性・継続性が確保された事業内容となっているか

パートナー企業への利用促進による利用料金収入の確保による収益を得る提案がなされているが、本市に対する運営権対価が課税標準額を基礎として算定する方式をとっており、現時点では利用料金の設定が未定となっているが、提案社グループが全国展開している点等の事業規模から、収益性・安全性・継続性の全ての点において水準を満たしているものと考えられる。

##### (3) 事業の将来性

###### ①地域活性化に繋がる提案がなされているか

本提案事業を実施した場合の本市への波及効果として、以下のように幅広い分野への影響が想定される。

- ・情報産業の育成による先端技術の活用を核とした新産業や新事業の展開
- ・雇用の創出による稼ぐ力の向上
- ・子どもたちへの先端技術に触れる機会の提供による地方創生人材の育成
- ・アフターコロナを見据えた移住・定住の推進

## 5. 総合評価

前述の審査を実施し、全ての項目において効果が認められる結果となった。

提案内容を総括すると、情報産業の育成による先端技術の活用を核とした、新産業や新事業、先端技術の地域への早期実装、子どもたちへの先端技術に触れる機会の提供による地方創生人材の育成、アフターコロナを見据えた移住・定住の推進など、複数の政策が相互に連携して相乗効果を発揮することで人口減少・少子高齢化に歯止めをかけるとともに、東京一極集中の是正に資する取組となり得る事業であり、将来的に本市の産業振興に幅広く波及効果が期待できる提案であることからビジネスとして事業運営を円滑に行い、実施方針を遵守することを付した上で、運営権の付与を可とする。